



不審な「不用品回収業者」にご注意ください

無許可での廃棄物の回収行為は犯罪です。

家庭から出るごみは、一般廃棄物と呼ばれ、町内の家庭を訪問して回収できるのは、本町の一般廃棄物処理業の許可業者だけです。また、許可業者が営業で家庭を訪問することはありません。

違法に回収された廃棄物の不法投棄が後を絶たず、環境破壊や火災等を引き起こす可能性があり、無許可の回収業者は厳しく罰せられます。

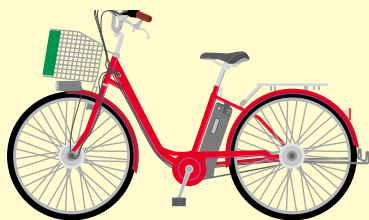
なお、古紙、くず鉄、空きビン類、古繊維のみの回収は、古物商が町の許可なく回収することができます。また、テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、エアコン、洗濯機、乾燥機は「家電リサイクル法」に基づき、町の許可なく家電小売店が引き取ることができます。

不審な業者と感じたら、下記担当までご連絡ください。

問合せ／町民生活担当（内線1211～1213）

過度に加速する 「電動アシスト自転車」に ご注意ください

国民生活センターでは、人の力をほとんど要さずに走り出すなど、アシスト比率が道路交通法の基準を超える電動アシスト自転車に注意するよう呼びかけています。



急発進、急加速による転倒事故が発生しているほか、公道を走行すると法令違反となるおそれもあるため、不安に思ったら使用を中止し、下記担当までご相談ください。

問合せ／町民生活担当（内線1211～1213）

第20回

町民健康づくり パークゴルフ大会

**参加者
募集**

町国民健康保険では、健康づくりのためパークゴルフ大会を開催します。
町民皆さんの参加をお待ちしています。

■期 日／8月20日(日)

受付 午前8時30分から午前9時まで
雨天決行

■会 場／別海町営パークゴルフ場

■参加資格／別海町民

■参 加 料／1名1,000円（昼食等を含む）

■申込締切／8月15日(火)

■問合せ・申込／別海町営パークゴルフ場

（クラブハウス窓口）TEL75-1078

し尿と家庭廃水のくみ取りのお知らせ

9月のくみ取り地区は、別海、本別海、走古丹、中春別、豊原、美原、尾岱沼、床丹となります。9月にくみ取りが必要な方は、**8月20日まで**にお申込みください。

また、証紙がないとくみ取りできませんので、事前に必ず別海町収入証紙（し尿処理専用）を用意してください。

定期的にくみ取りが必要な方に対する「定期くみ取り」の受付も行っています。

問合せ／町民生活担当（内線1212・1213）



重度心身障がい者・ひとり親家庭等 医療費受給者証の申請について

受給者証の有効期間満了日が近づいてきました。今年度の申請対象者には **8月上旬に申請書を送付**しますので、内容を確認の上、申請してください。

■対象者（親権者又は生計維持者の所得制限があります。）

【重度心身障がい者】

- ①身体障害者手帳 1 から 3 級（3 級は内部障害に限る）をお持ちの方
- ②療育手帳A判定をお持ちの方
- ③精神保健福祉手帳 1 級または 2 級（2 級の方は入院のみ助成）をお持ちの方

【ひとり親家庭等】

- ①ひとり親家庭の18歳未満（※）のお子さんとその父または母
- ②両親の死亡や行方不明等により他の家庭で扶養されている18歳未満（※）のお子さん
（※進学や未就労等により扶養されている場合は20歳未満となります。）

ただし、上記対象者で所得制限により非該当となった中学生以下のお子さんは「子ども医療費助成制度」の対象となります。

■助成後の医療費負担（保険診療分）

- 中学生以下の子ども……無料
- 住民税非課税世帯の方…初診時一部負担金（医科580円、歯科510円、柔整270円）のみ
- 住民税課税世帯の方……総医療費の1割（月額限度額 入院57,600円、通院14,000円）

■申請期限

8月31日(木)まで（期限内に申請された方には、9月中に新しい受給者証をお送りします。）

■申請先

役場町民課、各支所、各連絡事務所

子ども医療費受給者証の更新について

受給者証の有効期間満了日が近づいてきました。昨年度申請された方につきましては自動更新となっており、9月末までに新しい受給者証を送付します。なお、中学生の方は卒業までの最大3年間となっており、今回は送付しませんので受給者証を誤って廃棄しないようご注意ください。

（昨年度申請されていない方で受給者証を希望される場合は、役場町民課または各支所、各連絡事務所で申請してください。）

■申請先 役場町民課、各支所、各連絡事務所



問合せ／後期高齢者・医療給付担当（内線1242・1243）



児童扶養手当の「現況届」は忘れずに

児童扶養手当（ひとり親家庭に支給される手当）を受給している方は、毎年8月に現況届の提出が必要です。

この届出は前年の所得および8月1日現在の状況を確認し、8月以降引き続き手当を受けられるかどうかを審査するためのものです。提出されなければ8月以降の手当を受けられなくなりますので、必ず期日までに手続きしてください。

現況届は7月31日までに児童扶養手当受給中の方に郵送しています。

ただし、平成29年7月以降に別海町で認定請求した方は、今年度は提出を省略できるため郵送はありません。

■提出書類 郵送される書類でご確認ください。

■提出期限 8月31日(休)

■提出場所 下記担当または各支所

問合せ／こども・子育て担当（内線1331）

平成29年度

臨時福祉給付金 (経済対策分)の 申請について

申請受付期間は、9月1日(金)までです。申請がお済みでない方は、早めに申請してください。

目 的 臨時福祉給付金（経済対策分）は、平成26年4月の消費税率引上げによる影響を緩和するため、所得の少ない方々に対して、制度的な対応を行うまでの間の、暫定的・臨時的な措置として実施するものです。

支給対象者 次の①から③すべてに該当する方

- ①平成28年1月1日時点で別海町に住民登録されている方
 - ②支給対象者の平成28年度住民税（均等割）が課税されていない方
 - ③支給対象者を扶養している方の平成28年度住民税（均等割）が課税されていない方
- ※該当する方は、年齢に関係なく支給対象となります。ただし、生活保護受給者の方は対象外です。

支 給 額 1人につき 15,000円 ※支給は1回です。

申 請 方 法 【給付金を受け取るためには、申請が必要です】

- ・申請書は、役場 福祉課、または各支所、各連絡事務所の受付窓口にて用意しています。
- ・別海町役場ホームページからもダウンロードが可能です。

必要なもの

- ①印 鑑
- ②申請する方全員の身分を証明できるもの（健康保険証、運転免許証など）
※代理人が申請する場合は、代理人も印鑑と身分証明書が必要です。
- ③通 帳



問合せ／社会・障がい福祉担当（内線1310・1312）

「別海町戦没者追悼式」の 実施について



- 日時 8月15日(火)
- 時間 午前10時30分から
午前11時30分
- 場所 中央公民館

先の大戦における戦没者に対し、追悼の誠を捧げるとともに、平和への誓いを次の世代へと継承するため、別海町戦没者追悼式を執り行います。

なお、一般参列を希望される方は、当日参加は可能ですが、人数把握のため8月7日(月)までに下記担当へご連絡ください。

問合せ／社会・障がい福祉担当（内線1310）

いきいき元気あっパ 健康体操教室日程

9:45～受付 10:00～11:30体操教室

	中央公民館	東公民館	西春別 ふれあい センター
8月	10日(木)	8日(火)	22日(火)
9月	14日(木)	12日(火)	19日(火)

※会場の都合や天候により予定を変更することがあります。

地域包括支援センターから

高齢となっても健康寿命を延ばし地域でいきいきとした生活が送れることを目標として、月1回、運動指導や健康維持に関する教室を開いています。

認知症予防にもつながる「脳活性化を意識した運動」も行います。

参加
対象者

- ①65歳以上の方。体力、気力の低下が気になる方
- ②誰かと一緒に運動したり、健康寿命を延ばす活動をしてみたい方(64歳以下でも可)

※健康チェックは行いませんので、体調に不安のある方は事前に主治医への確認をお願いします。



参加費無料

地域包括支援センターは、高齢者の介護や生活の困り事の総合相談窓口です

■申込み・問合せ／TEL79-5500（直通） 役場1階福祉部内

排水設備工事責任技術者試験の お知らせ

別海町下水道排水設備工事指定店の指定に際しては、排水設備工事責任技術者の配置が要件となっています。

今年度は右記のとおり試験が行われますのでお知らせします。

なお、既に登録している方は、受験の必要はありません。

問合せ／管理担当
(内線4514)

名 称	平成29年度北海道排水設備工事責任技術者試験 (北海道地方下水道協会に委託して実施します。)
日時・場所	10月24日(火) 北見、函館 10月25日(水) 釧路、室蘭、旭川 10月26日(木) 帯広、苫小牧、岩見沢 10月27日(金) 札幌 午後1時30分から午後3時30分
手 数 料	受験料 7,000円
受付期間	8月24日(木)から9月4日(月) ※土、日曜日は除く
受付場所	役場2階 上下水道課 管理担当
そ の 他	試験用問題集・テキストが販売されています。任意購入となっていますので、必要な方は下記まで直接お問い合わせください。 ・排水設備工事責任技術者試験標準問題集 2,000円(税込) ・排水設備工事責任技術者講習用テキスト 2,500円(税込) 《ご注文先》 公益社団法人 日本水道協会 総務課 図書係 TEL 03-6206-0251 FAX 03-6206-0265 HPアドレス http://www.jswa.jp/publications/books ※試験前講習会はありません

上下水道課から



スポーツ合宿受入協議会からののお知らせ

スポーツ合宿受入協議会では、スポーツの振興と商工業発展のため、実業団や大学などの選手を積極的に誘致しています。

この趣旨にご理解いただき、沿道を走っている選手には、温かい声をかけていただくとともに、車の運転に関してもご配慮いただきますようお願いします。

問合せ／別海町スポーツ合宿受入協議会事務局 商工観光課 商工・労働担当(内線1621)

商工観光課から